

議員全員協議会会議録

平成31年2月27日

宮古市議会

平成31年2月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(2月27日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
説明事項(2)	9
説明事項(3)	12
閉 会	17

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成31年2月27日（水曜日） 午後1時37分
場 所 議事堂 委員会室

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 宮古市総合計画の策定方針について
- (2) 宮古市復興交付金事業計画について
- (3) その他

出席議員（22名）

1番	白石雅一君	2番	木村誠君
3番	西村昭二君	4番	畠山茂君
5番	小島直也君	6番	鳥居晋君
7番	熊坂伸子君	8番	佐々木清明君
9番	橋本久夫君	10番	伊藤清君
11番	佐々木重勝君	12番	高橋秀正君
13番	坂本悦夫君	14番	長門孝則君
15番	竹花邦彦君	16番	落合久三君
17番	松本尚美君	18番	加藤俊郎君
19番	藤原光昭君	20番	田中尚君
21番	工藤小百合君	22番	古舘章秀君

欠席議員（0名）

なし

説明のための出席者

説明事項（1）

企画部長	松下寛君	企画課長	多田康君
企画課 副主幹兼 企画調整係長	三上巧君		

説明事項（2）

企画部長	松下寛君	復興推進課長	岩間健君
復興推進課 副主幹兼 復興推進係長	北舘克彦君		

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	次長	松橋かおる
主査	高村学		

開 会

午後1時37分 開会

○議長（古舘章秀君） ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は22名でございます。

会議は成立しております。

それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（1） 宮古市総合計画の策定方針について

○議長（古舘章秀君） 説明事項の1、宮古市総合計画の策定方針についてを説明願います。

松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） 宮古市総合計画の策定方針についてご説明いたします。宮古市の総合計画につきましては、平成31年度で現計画期間が終了いたします。併せて復興計画も終了いたしますことから、これから先の次期総合計画を策定していくということになりましたので、あらましについてお知らせしたいと思います。計画の構成と計画期間、計画策定の基本的な考え方、策定体制、策定の手順、スケジュール等について、ただいまからご説明してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（古舘章秀君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 企画課長の多田でございます。それでは、私のほうから資料に沿いましてご説明を申し上げます。資料を捲りながらになりますので失礼ですが座らせていただきます。

それでは、資料の表紙のほうを捲りいただきまして、1ページ目でございます。宮古市総合計画の策定方針についてということで、1番目、総合計画策定の趣旨でございます。今さらでございますが、将来像の実現に向けて計画を策定するということを書いてございます。現在の根拠にしているものにつきましては、宮古市自治基本条例第14条第1項ということに根拠を置いているところでございます。

それから2番目の総合計画策定の背景でございます。平成23年3月に都市の将来像を「『森・川・海』と人が共生する安らぎのまち」ということで、宮古市総合計画の基本構想を策定してございます。ちょうど震災の年だったというふうに記憶をしてございます。その後、東日本大震災の発生により、東日本大震災復興計画の基本計画が立ち上がりまして、復旧・復興と併せたまちづくりを推進してきたところでございます。その後、人口減少、それから少子高齢化の対応として、平成27年の3月には基本構想を一部見直しているところでございます。それと同時に、後期の基本計画を策定いたしまして、平成31年度を目標年次として、現在の総合計画を推進してまいったというところでございます。

その後の経過でございますが、まち・ひと・しごと創生法が成立をいたしまして、平成28年の2月には宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定いたしまして、主に人口減少対策であるとか、定住促進対策に取り組んできたところでございます。先ほど部長のほうから申し上げたとおりでございますが、現在の総合計画期間ということで、平成31年度までということになっているところでございます。これまでに復興事業等進みまして、まちの状況が大きく変化をしているところでございます。そのことから、次期総合計画の策定に着手をしたいというふうに考えてございますので、これから方針についてご説明をさせていただきます。

資料のほうをお捲りいただきまして、2ページ目にまいります。ここでは、3番として計画の構成と計画期間というふうに表をつくっているところでございます。次期総合計画の構成につきましては、3段階ということ

で従前どおりというふうを考えているところでございます。

まずは基本構想ということで、向こう10カ年間の計画としたいというふうを考えてございます。2020年度を初年度として、2029年度までということで10カ年間の目標年次ということで、取り組みたいというふうを考えてございます。これからの策定作業に入りまして、予定ですと平成32年の3月の議会には基本構想の案ということで、議会の皆様に提案をいたしたいというふうを考えてございます。

それから、次が基本計画でございます。基本計画につきましては、10カ年のうち前期5カ年、後期5カ年と分けて、それぞれの計画を立てていきたいというふうを考えてございます。これも順調にいきますと前期の計画と同じ時期、平成32年3月には皆様にご説明をできようかというふうと考えてございます。それから2020年度から2024年度までを前期の分の実施計画も、同時に策定をしたいというふうを考えてございます。それぞれ具体の事業とか、金額が入ったものを実施計画として同時に策定したいというふうを考えてございますので、この3段階で10カ年間の計画を策定したいというような考え方でございます。

それから資料を進みまして、4番目でございます。計画策定の基本的な考え方ということで8点ほど抜き出してあります。基本的な考えは次のとおりというふうに現在考えております。

まず1番目でございます。現総合計画の目標指数の達成状況等の検証を踏まえて策定しますということとしてあります。

2番目でございます。宮古市新市建設計画、宮古市新市基本計画に掲げられた主要事業の未実施分について検証を加えますということとしてございます。それから3、復興計画で掲げた各種施策を検証し、引き継ぐべき施策を計画に位置付けますとしてございます。

4番目でございます。総合戦略の見直しを行い、安定した仕事を持って、子どもを幸せに育てられるまちづくりを基本理念とした宮古創生の取り組みを位置付けますとしてございます。

次のページにまいりまして、5番目でございます。産業立市と教育立市を二大重点施策として策定をします。

6番目、達成度が測定できるよう主要施策などに目標指標を設定をします。

それから7番目、市民とまちづくりの目標を共有し、多様な市民参画の機会を設け、市民の意見を反映し策定をします。

8番目、各分野における個別計画との整合性に留意をして策定をいたしますということの8項目を挙げているところでございます。

次に計画策定のイメージということで簡単なポンチ絵をつけてございます。先ほど基本的な考え方のほうでご説明したとおりでございますが、現在の総合計画というのが平成23年度から2019年度までの10カ年ということになります。復興計画は、そのあと少し遅れて立ち上がりまして、それも平成31年度までということとなっております。それから、総合戦略についても途中から立ち上がったものが平成31年度で終期を迎えるということで、この年度、来年度が三つの計画の終期ということになってございます。それぞれ今後につきましては、次期総合計画の中に、それぞれのやり残したこと、それから引き継ぐべきことを盛り込みながら、次期総合計画一本で策定をしてまいりたいというような考え方を表した図でございます。

5番目にまいります。計画の策定体制でございます。次期総合計画策定のための体制は、次のとおりとしますということで、一点目は市民参画の視点でございます。

一つ目、総合計画の基本的事項を審議するために、宮古市総合計画審議会を設置しますということで、諮問機関を設置する案を持ってございます。

それから二つ目でございます。総合計画策定における意見聴取、内容検討のため、宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民推進委員会等を活用しますということで、現在も総合戦略の中には市民委員会を持ってございますので、その組織も活用してまいりたいという考えでございます。

それから三番目、市民の意識を把握するために、市民意識調査を実施するとともに、計画策定の経過等を公表しますということで情報開示のことを定めております。

それから二番目は庁内体制でございます。計画の検討及び調整のため、宮古市総合計画策定推進委員会を設置します。計画の基本的事項の検討及び調整は、施策を所管する部局等において行いますということで、恐れ入りますが資料進んでいただいて、6ページ、最終ページをご覧くださいと思います。横版の資料でございますが、右側の大きい箱の中が庁内の策定体制ということになります。総合計画策定推進委員会という組織。それから、これが市の中の決定機関ということになります。作業するのが右のほうということになります。まず、総合計画策定推進委員会幹事会ということで、各課長等で構成をする委員会で、原案のほうを作ってまいりたいというふうに考えてございます。実際の素案の作成につきましては、それぞれの各部局等で行うということで、右側の各部等の役割というふうに定めておるところでございます。事務局は企画部企画課が担いまして、経営会議を経て、市としての原案を決定していきたいというところでございます。

左側でございます。総合計画の審議会というのを設けて、ここが諮問機関ということになります。審議会を設けるとともに、市民からの意見を聴取したいというふうに考えてございまして、それは意識調査であるとか、それから地域の説明会であるとか、パブリックコメントであるとか、それから現行で持っております市民委員会、それから各地区に地域協議会ございますので、そういう機会を通じて、それぞれの意見を徴収したいというふうに考えてございます。

あと市議会の皆様におきましては、それぞれ代表者が集まっているということになりますので、そこは議決機関というふうになっておるので、あとは作業の進行に合わせて随時説明をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

資料をお戻りいただきます。4ページにまいります。計画策定の手順として、先ほど3段階、基本構想、基本計画、実施計画とありますというふうにご説明をしたところでございますが、それぞれのプロセスについてご説明をしているところでございます。

一番は基本構想についてでございます。宮古市総合計画審議会の答申の基本的事項に基づいて、総合計画の策定推進委員会における決定。それから市長決裁を経て議会の提案しますということで、平成32年3月に提案を目指しているというところでございます。

それから二つ目が基本計画でございます。答申の基本的事項に基づいて、委員会における決定、市長決裁を経て議会の説明をしたいというふうに考えてございます。

それから、三つ目の実施計画でございます。実施計画につきましては、決定それから市長決裁を経て、議会のほうに資料提供してまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後の説明になります。5ページになります。こちらも横版で恐縮でございます。大まかな策定スケジュールについて、ご説明をしているところでございます。庁内作業、それから市民意見聴取さまざまございますが、3月の市議会という下のほうご覧いただきたいと思います。現在策定方針についてご説明をいたしているところでございます。策定方針についてご理解いただければ、年度変わりまして実際の作業に着手してまいりたいというか、本格化をしてまいりたいというふうに考えてございます。それぞれの検討を深めながら、第2四半期

の終わり、ちょうど9月議会の頃を見込んでございますが、基本構想、基本計画の案という形で議会のほうに説明をしてみたいというふうに考えてございます。

その上の市民のところはちょっと地域説明会として、8月ごろにずれてございますが、実際には同じ時期になろうかなというふうに考えてございますので、議会の皆様へのご説明と同時に、地域回りをさせていただいて意見聴取をしてみたいというふうに考えてございます。第3四半期の終わりになりますと12月頃を見込んで、総合計画の原案を取りまとめて、また、これもご説明をしたいというふうに考えてございます。議会の皆様へのご説明が終わりましたら、パブリックコメントを経て、年度末の議決に向けての準備を進めたいというような粗々なスケジュールを考えているところでございます。

以上、このような策定方針に基づいて作業を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

熊坂議員。

○7番（熊坂伸子君） はい。ありがとうございます。総合計画という大変大きい計画の策定に取りかかるということで、気を引き締めて取りかかっていたきたいと思います。

ちょっと確認したいことがありますので教えてください。PDCAのPの部分ですので、マネジメントサイクルを回す上で非常に大事な計画になりますので、しっかり作っていただきたいと思います。また、私の認識ではこのPDCAの前に、マーケティングと申しますか、市民がどういうまちを望んでいるのか、どういふ地域づくりを望んでいるのかという、そういうマーケティングが必要であろうなというのが私の認識なんですが、説明によれば、市民意識調査のあたりがそれに当たるのかなというふうにも思っておりますが、このスケジュールを見ますと、それはどの時期にというのがちょっとわからなかったのです。私は全ての作業の前にこれがあるべきではないかなと思っているんですけども。この市民意識調査のスケジュールについて、わかれば教えてください。

○議長（古舘章秀君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 5ページをご覧いただきたいと思ひます。大変申しわけございませんでした。スケジュール表が1月スタートになっておりまして、実はご質問ございました市民意識調査というのは11月から今年度予算で実施をございまして、現在取りまとめが終わって、報告書の粗い案がで出来てきたところでございます。このスケジュール表から外れておりましたが、現在意識調査の取りまとめ中で近日中に成果をまとめまして、広報の4月1日号で概要をお届けできようかなというふうに考えてございますので、それを基に大まかな傾向を掴んで、あと必要などころにはヒアリング、それから追加のアンケート等実施しながら、お声を聴取をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（古舘章秀君） はい。熊坂議員。

○7番（熊坂伸子君） はい。ありがとうございます。安心しました。まずそれを大いに反映していただければ、ありがたいと思ひます。

二点目をお尋ねします。3ページの市民参画のところ、宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民推進委員会等を活用するというふうに書いてございます。これは大変いいことだと思ひますが、ちょっとここに資料がないので不確実ですけども、まち・ひと・しごと総合戦略の評価作業のときに、教育民生常任委員会ですいろいろな出た意見の中で、この推進委員会の構成がちょっと偏つてるといふか、もっと多様な、子育て中のご両

親だとか、短大生とか、あるいは高校生とか、障害者団体の方とか、いろんな多様な方の声が反映されるといいねというような意見を付けた記憶があるんですけども。推進委員会といいますか、この策定に係る住民組織のほうに、この総合戦略の推進委員会プラスといいますか、もっと多様性を広げて委員のメンバーを考え直す余地がないかどうかお尋ねいたします。

○議長（古舘章秀君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 市民推進委員会についての意見はいただいておりますが、意見をいただくのは、この委員会だけではございませんので、広く意見は聴取してまいりたいというふうに考えてございます。それから、あとは広報、それからパブリックコメント等を通じて、さまざまなご意見を頂戴したいなというふうには考えてございますので、お声がけを頂ければと思います。

○議長（古舘章秀君） 熊坂議員。

○7番（熊坂伸子君） はい。ありがとうございます。終わります。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中 尚君） はい。私のほうからは、先ほどご説明も踏まえてですね。我々の議会の立ち位置について、ちょっと皆さん方と議論が必要かなと思って発言をいたします。

我々議会は言うまでもなく議決機関であります。従いまして、当局が作った物に対して最終的には、良いか悪いか。そのことがしっかり市民の立場で発揮できれば何も言うことがないと。一番大事な部分はそこなであります。決して市が作った計画だから仕方がないよねということで、議会が何をやっているかわからないという声もあります。執行機関におかれましては、今回ご説明いただいている部分についてでありますけれども、計画を作るに当たっての、策定体制という説明をいただきました。

じゃあ、我々議会はどうなんだろう。あくまでも、当局の計画に対して是々非々、あるいは、それにとどまらず、市民と一緒に共同作業しながら、議会としての提案、オール議会としての議会の存在意義。こういうことを考えた場合に、これから新しく作るであろう総合計画に、議会としての立ち位置ですね。もっとわかりやすい言葉を言いますと、特別委員会を設置して、議会として総合計画に向けて、当局とのコラボも含めて、そういうことが必要がないのかどうなのか。そういう問題意識を持ってお話を伺っております。

議長におかれましては、この辺はどのように考えておられるかですね。全員協議会ですので、私はわかりやすいように、議論の俎上に載せる意味で。今常任委員会中心主義になっておりますけれども、総合計画ということになりますと、なかなか的が大きいですと思いますので。従いまして、例えばの話ですが、特別委員会をつくって、しっかり議会の存在意義を発揮するというのもありではないのかなと思っています。同僚議員の横の討論をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（古舘章秀君） 皆さんの意見を聞いて後に私の所感を述べたいと思います。

落合議員。

○16番（落合久三君） 議会の対応という点では、今田中議員が発言されたのと基本的に同じようなことを思っていたので、それは同じ意見なので、省略をします。

別の点です。先ほど多田課長のほうから、熊坂委員の質問に対して、市民の意見については、スケジュール表が1月から始まっているが、昨年11月頃から意見を聴取したというふうに答弁あったんですが。市民からの意見を聴取するっていうのを、今までもいろんなことをやってきましたよね。市民から意見聴取したっていうふうにあるんですが、具体的にはどういうふうな団体、市民にこの間意見を聴取したのかっていうのを、ちょっ

とお聞きしたいと思います。

○議長（古館章秀君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 先ほど問い合わせがあったのは、市民アンケートのことを中心にお答えをしたつもりでございます。11月に市民3,000人にアンケートをお送りいたしまして、ご回答いただいたというところがございます。市民意識調査というのは、総合計画の節目に行っております。ですから5年間隔に市民意識調査というのをやっているところがございます。細かく言うとまた時間があれなんですけども。さまざまな施策に対する満足度であったり、今皆さんが必要なものは何でしょう、大切に思っていることは何でしょう。あとは、まちに対する愛着度とかですね。そういうものを一応調べさせていただいて、5年ごとの推移を見ているというところがございます。あとは、もちろん自由筆記の部分もございますので、一番タイムリーなご意見が、そこでは聴取できようかなというふうにアンケートを実施したというところを中心に、先ほどお答えさせていただきました。

○議長（古館章秀君） はい、落合議員。

○16番（落合久三君） 3,000人にアンケートを配布したと。回収は何人でしょうか。

○議長（古館章秀君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 約35%の回収率でございます。

○議長（古館章秀君） 落合議員。

○16番（落合久三君） そうだとすると、大ざっぱですが1,000人ちょっとくらいということですよ。私はそのところを…どう言ったらいいかな。私もたまたまと言いますか、町内会長もやっているんであれですが。もっとどう言ったらいいかな。宮古市内には確か200くらいの自治会、町内会があると認識しているんです。例えば、そういうところに生の声が聞き取れるようなことも是非工夫すべきでないかなと常々思っています。ケースは違うんですが、本庁舎を移転するときもパブリックコメントもやったっていうんだけど、中身を見れば何十人とかね。十何人とか。アンケートも3,000人やるんだが、実際に回答もらっているのは1,000人前後だとか。手前みそに聞こえるかもしれませんが、共産党がやるアンケートよりも少ないんですよ。

だから、ちょっとこう本当に普段市民が集まりがあってこうやると、いろんな意見をみんな持っているんですよ。そういうのがうまく拾えるような工夫はできるんじゃないかなっていう思いがあるので。一つで言えば、町内会、自治会にも思い切って、アンケートを回すだけでなく、聞き取りも含めて、そういうこともとても重要ではないのかなっていうふうに思うので、是非これは検討してほしい。これは意見です。

それから最後。もう一つは、この市民の中でつくる総合計画審議会。これが学識経験者等々、ここの最後の表に関係団体の役職員、公募委員、その他必要と認めるもの。これも、何となくどういう顔ぶれが揃うかっていうのは想像できるんですね。それがだめだっていう意味じゃないんですが。この関係団体の役職員、それからその他必要と認めるものっていうのを、従来の色んな人が参画しているんですが、端的に言えば、いろんな意見を持った人たちの意見がストレートに反映されるように、構成については、それこそ、そこら辺は議会とも相談して、議会と相談してというか。要するに、そういうことですよ。そういうことも是非、従来の選定の基準にあまりこだわらないで、やって欲しいなっていう思いがあるので。ちょっと漠然とした意見のようで恐縮なんですけど、是非検討してもらいたいと。以上です。

○議長（古館章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 田中議員があえてこの場で、議会の立ち位置といいますか。総合計画の策定に議会がど

う関わるかっていう問いかけがありました。議長、ここでその件に触れていいんですか。

議長（古舘章秀君） その他をお願いします。

○17番（松本尚美君） そうですね。そう思ったんで私は最初手を上げなかったんですよ。ですから、総合計画に関わって、議会の関わりといいますか。これについては、その他ということで。はい、わかりました。その他において発言させてください。

○20番（田中 尚君） それでは、その他以外の部分で説明をいただきましたので、発言させていただきます。説明の中にありますように、宮古市の目指すべき目標は、都市市の将来像。森・川・海と人ということで、一言で言っていますけども、ここと人が共生して安らぐまちだと。これがまちの将来像だ。これは言い換えますと、豊かな自然と人が安らぐまちづくりということにもなるかと思うんです。もうちょっと宮古市が施策上もやっぱり重点にする。例えば。よそでは環境都市だとか。いろんな意味で宮古市がそういう総合計画の中でも、目指すべき将来像をもっとわかりやすく、市民の皆さんにも共有できるような、そういうのがちょっとないなという思いで聞いておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 1ページの部分のご指摘だとすれば、今回までの現行計画の将来像は、このとおりのところでございます。これからの将来像については、これからの議論ということになるかと思っておりますので、その中で考えを深めてまいりたいと思っております。

○議長（古舘章秀君） 田中議員君。

○20番（田中 尚君） この問題については、これまでも一般質問とか、さまざまな場面において、同僚議員が提案をしてきた経過があるというのが私の認識であります。従いまして、総合計画という宮古市の計画の土台になる部分ですから、そこをもっとわかりやすく、宮古市が目指すべき将来像。是非わかりやすくてということ私の考えで最初に述べさせていただきますけども、教育と産業を結ぶ、そういう中でやっぱり宮古市って何をやるところなのか。例えば、人材育成都市とかですね。あるいは、私が一番言いたいのは、地球温暖化が心配されております。宮古市は、本州で最初に日が当たるまちでもあります。そういった意味では、環境、エコタウン含めて、もっと環境が優れているというのを全国に情報発信できるような、そういうものがしっかり目標として掲げるようにしていただきたいというのが私の意見です。終わります。

○議長（古舘章秀君） ほかにございませんか。なければこの件については、これで終わります。

説明員の入れ替えを行います

〔説明員入れ替え〕

説明事項（2） 宮古市復興交付金事業計画について

1 ○議長（古舘章秀君） 次に、説明事項の2、宮古市復興交付金事業計画についてを説明願います。

松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） それでは、ただいまから宮古市復興交付金事業の説明をいたします。今回の説明につきましては、第23回復興交付金事業計画についてご説明いたします。第23回の計画につきましては、今年の1月11日に復興庁に申請いたしまして、2月28日付けで採択予定のものでございます。その内容について、これからご説明したいと思います。

第23回申請の対象事業につきましては、継続事業が4事業。事業費が8億7,938万6,000円。これが採択見込み

となっているところでございます。申請事業の内容、詳細につきましては、復興推進課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） それでは、申請事業の内容と詳細について、私のほうからご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。

資料表紙をお開きください。1ページ。第23回復興交付金事業計画採択見込み事業4事業を記載してございます。その欄の下にあるスケジュールのところをご覧ください。これまでの経過でございます。1月11日に事業計画を提出しております。1月23日から2月7日まで復興庁と事業担当省庁、こちら国土交通省になります。こちらとの協議を進めてまいりました。配分額通知につきましては、明日28日が正式な通知ということで予定をしておりますけれども、復興庁からは復興庁内、国土交通省の協議が終了し、申請どおり進められておるということで決定見込みという連絡を頂戴していることや、当初予算要求の関連もあることから、確定通知直前でございますが、採択見込みとしてご説明をさせていただくものでございます。

表のほうに戻ってご説明いたします。金額については事業費ベースですので、交付金ベースについては、これからご説明いたします。四つ事業がございまして、一番目、二番目は、災害公営住宅家賃低廉化事業ということで、前回までとは異なりまして、二つの欄に分けてございます。こちらの災害公営住宅家賃低廉化事業につきましては、国費の割合が住宅の管理開始後5年を経過することを境にして補助率に変更になることから、二つの種類に補助率を分けて、このように表現しているものでございます。概要のところを見ていただくとおわかりになるかと思えます。概要の欄、一番目の事業で、災害公営住宅入居者の収入基準に応じた家賃低廉化事業の平成31年度必要額分。入居1から5年。この間は補助率8分の7となっております。この8分の7という数字は、国のほうからは4分の3というのが基本の補助率になりますが、地方負担である4分の1のうち、その2分の1。8分の1分が追加交付と認められていることから、8分の7という補助率になってございます。

その下の概要欄をご覧ください。括弧の中だけでご説明します。入居6から20年目までは補助率が6分の5と下がります。こちらの根拠になるという補助率につきましては、本来は国費が3分の2でございますが、その裏となる3分の1の2分の1相当。6分の1を足した補助率で現在6分の5の補助率になってございます。

それぞれにつきまして、今回31年度当初予算のほうでご説明をしますけれども、必要額を計上したものでございまして、一番目の基幹事業の家賃低廉化事業については、事業費で6億1,434万4,000円。補助率の8分の7を掛けまして、交付金ベースで5億3,755万1,000円。同様に、二番目の事業ですけれども、6,908万円ということで、こちらに補助率の6分の5掛けますと、交付金ベースで5,756万6,000円という部分で交付金を想定しております。こちらについては、金額の根拠については、建築住宅課のほうで算定をしておりますけれども、こちらの5年目の切り切り替わりのタイミングですが、事例としてお話ししますと、最初に供用開始になったのが近内住宅、高浜住宅の部分がございました。こちらが早い段階で6年目に入りますので、新年度分ですと近内1号棟、高浜棟についての52戸が1カ月分の算定がここに盛り込まれています。

赤前住宅がその後供用開始になりました。こちらの分については、31年度は8カ月分相当が5年目以内と。それ以降が6年目以降ということで、かなり細かい数字でございますので、今日は資料を提示しておりませんが、そのようなことで切り替わりの時期がまいったものでございます。

続きまして三番目の事業になりますが、特別家賃低減事業。低所得者対象の部分の国からの支援というふうになっております。こちらの国費の支援は2分の1となっておりますが、先ほどと同様に地元負担である2分

の1の2分の1。4分の1相当が追加で交付を受けるものでございますので、4分の3の補助となります。従いまして、こちらにある事業費3,896万2,000円に4分の3を掛けますと、交付金ベースで2,922万1,000円というのが交付金でいただくものということになります。

四つ目の事業は効果促進事業でございます。新川町、藤原地区のポンプの整備ということで、雨水排水処理施設の建設工事に係る31年度以降の不足工事分ということで、事業費が1億5,700万円。こちらに補助率で4分の3を掛けた部分で交付を受けるものでございます。

こちら合わせまして、事業費ベースで8億7,938万6,000円というふうになっております。こちらは全て当初予算のほうで具体的に説明をさせていただくことになるかと思っております。以上が今回、交付金ということで認めていただく内容になっております。

それでは、復興交付金事業計画の全体像ということでご報告を申し上げます。次のページ、A3版になりますがお開きください。毎回このような形のご報告となっております。第23回の部分で、表の上の右のほうをご覧くださいませすけれども、今回も既に配分を受けた交付金からの流用ということで、直接国からの交付金の配分はございません。従いまして、対象事業費の合計である840億5,980万2,000円という部分と交付金額671億7,928万3,000円という部分は前回と変わりはありません。この二つの数字が下の表にまいりまして、(C)の一番下の合計のところと突合していただけるかと思っております。(C)の一番下の合計に同じ数字が入っております。こちらが現段階で、復興交付金としての交付の経過ということで把握している数字でございます。

次に、この表の下のほうで、(D)の欄をご覧くださいと思います。復興交付金事業の状況、1月末現在という数字になります。執行済事業の事業費686億3,506万1,000円。未執行事業費。未執行と申しますと、これは今後執行見込みが立っている事業ということで、合計欄のところ124億2,362万9,000円でございます。

⑥の執行残見込事業費ということで、こちらの合計欄を見ていただきます。こちらは事業中止、事業完了等で残見込みのものを計上しておりますが、29億3,885万円となっております。

未交付事業費、(E)というところの合計欄。10億4,568万円。こちらについては今後申請予定をしている事業費の合計となります。

その右側に備考欄がございますけれども、事業数は102事業。継続事業33。完了及び廃止が69事業ということで、前回12月の議員全員協議会でご説明した数字と変わりはありません。なお、こちらの積み上げの根拠となる数字は次のページ以降、3ページ、4ページ、5ページ、6ページで個別事業について記載をしておりますので、後でお目とおしを願いたいと思っております。

3ページ以降の資料、大変字が小さいところがございますが、一番見ていただきたいところは、一番右の欄の事業状況。継続、完了等々をご欄いただくことがとても見やすいのかなと思っておりますし、こちらについては、継続事業については、今後31年度復興計画終了及び復興交付金事業は32年度までということで、国のほうもそのような方針でご指導いただいているところがございますので、今後継続して取り組む事業、これらが残っているということをご覧いただくためにこの資料をお出ししております。

なお、この中で先ほど1ページでご説明しました四つの事業については、4ページをお開きいただきまして、4ページの上から事業ナンバーの22、23のところ先ほど1ページ目のご説明にありました、低廉化事業、低減事業のところの個別の事業になっておりますが、既配分額からの流用のための配分なしということの記載をしております。同じページの事業ナンバー49番。浸水対策事業につきましても、既配分額からの流用のため配分なしということで記載をしておるところでございます。

ちょっと説明が漏れましたが1ページ戻っていただきまして、交付金別の説明。浸水対策事業の数字を申し上げませんでした。申しわけありません。1ページの四番目の浸水対策事業。事業費ベースで1億5,700万円。こちらに国費率を掛けますと、1億1,775万円という数字になろうかと思います。資料に基づく説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について、何かご質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） なければ、この件はこれで終わります。

説明は退席願います。

〔説明員退席〕

○

説明事項（3） その他

○議長（古舘章秀君） それでは（3）、その他に入らせていただきます。先ほど田中議員から質問があったほかに、松本議員からも発言がありました。

松本議員。

○17番（松本尚美君） この総合計画と議会との係わりというか。田中議員からも立ち位置という表現だったんですが。皆さんご案内とは思いますが、先ほどの担当課長の説明の中でもありましたけれども。これが最終ページかな。6ページの右上段を見ていただければわかるんですけども。

まず基本構想については議会に提案する。提案するということは議決を求めるということですね。基本計画については議会に説明するという事です。ですから議決が伴わない。実施計画についても当然議決を伴わない。しかしながら、計画に基づいて予算ですね。これが年度によって若干違いはあるかもしれませんが、提案されてくる。これは議決案件になります。ですから、ポイントとしてこの構想だけが議決案件であっていいのかどうかということ、以前も指摘させていただいています。議決案件にこの構想はもちろんなんですけれども、計画自体も私は議決案件に含めるべきという提案も申し上げたんですけども、そのときには、さまざま意見があったのかもしれませんが、議決案件とすると計画そのものに議会も責任を負うというような意見もあったりして、議決案件になってないということです。私はやはり基本構想だけではなくて、しっかりと議決案件に含め、そして審査をしていくという体制が必要なんだということです。

それからもう一点はですね。特別委員会の提案も先ほど田中議員からありましたけれども、この議会においてもやっぱり…。今まではちょっと経過的っていうか、暫定的取り組みで、当局が出された提案そのものを、まず尊重するというのは、もちろんいいのかもしれませんが、それをチェックしていこうということやってきた経緯がございます。

ただ、チェックして字句の訂正とか表現の変更とか、そういったものはできるんですけども、基本的には計画そのもの自体に変更を求めるっていうことになれば、大変厳しいのが現実だったんですね。ですから、当局とすれば、もう市民ともやり取りをして、出来た成案なのでというのが、もちろん担保されているという意味のことだと思います。それと、やはり議決機関だっていうのも、頭にあるのかもしれませんが。議会としてもやはりしっかりと可能な限り政策提言の延長の中で、私は取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

この、まち・ひと・しごと総合戦略においても特別委員会を設置し、そして市民含めた市民団体含めて、そう

いった方々とワークショップを含めて課題抽出し、そしてその課題に対する、対策というものも示しながら、中間報告で終わってしまったことになっておりますけれども、いずれ、そういった取り組みが議会としてもやはり市民の負託に応えていくという立場からすれば、必要なことだろうというふうに思いますので、是非皆さんの意見はさまざまあるかと思っておりますけれども、議会としての立ち位置を鮮明にして取り組むべきだということをお願いしたいと思います。

○議長（古舘章秀君） このほかに、この総合計画に関わる部分でご意見がありましたら。それでは、田中議員から提案がありました特別委員会を設置すべきではないかという意見がありましたので、この件について皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

白石議員。

○1番（白石雅一君） 特別委員会の中で、いろいろ意見を出し合って話をしていくのは、いいことだと思うんですけども。いただいた資料の4ページのところに計画策定の手順が書いていまして、基本構想については、宮古市総合計画審議会の基本事項に基づき市長決裁を経て議会に提案。そのあと、(2)で基本計画について、市長決裁を経て議会に説明とあるので、委員会で話を進めていく部分というのは、この基本構想ではなくて基本計画について、特別委員会で話を進めていくという形になるのでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中 尚君） はい。今全国で議会改革が取り組まれております。例えば、わかりやすい話が田中尚という一議員が質問、要望してもなかなか実現できない。しかし、例えば一つの常任委員会で合意して提案すると当局は、田中議員の提案も勿論そうなんだけれども、議会の総意とみなして当局が真剣に議会の提案に向き合う。つまり実現に向かう。こういうことが全国では生まれております。議会改革の一つの我々も目指すべき目標だと思うんです。そういう意味では、先ほど松本議員は議決の対象、我々の機能は議決機関でありますから。しかし、それと同時に政策提言を行っていくという場合には、そこはもう常任委員会でやろうとなっているわけですけれども、的が大きいですから。そういう意味で特別委員会でしっかりそういう議会としての提案。オール議会としての存在感を発揮させる。

この問題での具体的な例を紹介させていただきますと、静岡県の藤枝市におきましては、事務事業評価をやっているんです。議会が、議会の事務事業評価を当局がすごく気にする。議会の評価についてはもう無条件で実行するというふうな対応になっていると聞いておりますので、我々もそういう方向を目指すべきではないかという問題意識あります。白石議員に回答になったかどうかわかりませんが、私はそういう思いがあります。そこは松本議員から出た部分であります。我々議決の対象が構想だけになっているけれども、計画そのものも議決の対象に加えるべきだという意見もありますので、そこもちょっと横で議論して、どうするかということもしっかりと回答を出していきたい。そのための全協の場だっという理解ですので、よろしく願います。

○議長（古舘章秀君） 白石議員よろしいですか。そのほかにありませんか。これは大変重要な意見でありますので、皆さんの意見を出していただきたいなど、このように思っております。基本的には皆さんの総意の中で、方向性を見出していくということが大事だと思いますので、ひとつよろしく願いたいと思っております。そのほかにご意見ありませんか。

藤原議員。

○19番（藤原光昭君） はい。先ほど来、松本議員もおっしゃっていたとおり、田中議員もそうですが、むしろ私も松本議員と同じような考えを持っていまして、やっぱり議会としてもきちっと政策設計段階から加わって

いくのもいいんじゃないかと。むしろ、そのように積極的にやるべきじゃないかなという私は考えを持っています。

○議長（古舘章秀君） そのほかにご覧いませんか。

長門議員。

○14番（長門孝則君） 私も基本的に特別委員会を設置して、やっぱり議会としての提案をしていくべきだと、そういうふうに思います。それから基本構想、これ議決の対象にはなっていないんですけども。

〔「なっています」と呼ぶ者あり〕

○14番（長門孝則君） なっていましたか。勘違いしました。構想は議決の対象。ただ基本計画のほうが議決の対象になっていないということです。やはり私は両方とも議決の対象にすべきでないかなと。そういうふうな意見でございます。

○議長（古舘章秀君） そのほかにご覧いませんか。

田中議員。

○20番（田中 尚君） 松本議員の問いかけの中で、私が触れていない部分があります。それは何かと言いますと、今長門議員もおっしゃいましたが、構想だけでなく基本計画についても議決の対象にすべきだという提案がございましたので、その点について私は反対するものではありません。そうすべきです。

○議長（古舘章秀君） 何かご覧いませんか。皆さん、そのほかご意見ございませんか。

畠山議員。

○4番（畠山 茂君） すいません。私まだ勉強不足でわからないところがあるんですけど。今の議論を聞いていて、議会は議決するところで、ある意味執行部が提案をして、それを我々がいいか悪いか議決をするという思いですと、特別委員会を立ち上げて、そこに我々の思いをどこの場で提案するかは、この表でいうとちょっとあれなんですけど。そこはきちっと分けて何かやってしまうと、執行部と我々のチェック機能が一緒だと、反対も賛成も言いつらい部分もあると思うので。つくってもいいんですけども。先ほど立ち位置という話があったんですけど、図表でいうと、最後のページでどういう立場でどうやるのか。ちょっと私も勉強不足でわからないんで、そこはもう少し考えて。その特別委員会を置くにしても、我々の立ち位置を考えたほうがいいかなと。ちょっと私は思いました。はい。以上です。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 畠山議員の疑問点というかな。あくまでも議会は議決機関ですよっていう意識が強いですよ。議会改革をずっとこの宮古市議会もやってきているわけですが、二元代表制の部分でやはり市民の付託を受けて、どうするかっていうのをずっと考えてやってきました。そういう流れの中で議会基本条例というのをつくっています。ですから、畠山議員にも是非議会基本条例をしっかりと熟読していただきたい。

そして、政策提言というのは、ただ単にチェックだけではなくて、やはり政策提言をやっていくという方向を見出していましたから、立ち位置はもうはっきり明確なんです。畠山議員が疑問に思う立ち位置ではないということですから、是非ご理解をした上で、お願いしたいなと思います。

○議長（古舘章秀君） 熊坂議員。

○7番（熊坂伸子君） はい。総合計画はこれから10年間の大事な宮古市の基本ですので、議会がどのような形か関わっていくというのは賛成です。それで、どういうところで関わればいいのかあというのを、ずっと考えていたんですけど。

やはり議会の機能として広聴機能といいますか、市民の声を。先ほど落合議員がおっしゃったように、そのマーケティングの手法はアンケートだけでいいのかなってというのは、私もちょっと疑問に思っていて、いろいろなグループとのヒアリングというのも執行部はなかなか多忙もありましょうし、いろんなことで難しいのであれば、そのあたりを議会が補完というか、取り組めないかなというような気もしております。従いまして、もしも議会が特別委員会として関わるとすれば、かなり初期の段階ですね。市民が望む計画にしていくために、市民の声をどうやって拾って、執行部に届けていこうかと。議会の意見も含めてですけれども、そのあたりに活躍の場があるのかなという気がしております。細部については、まだ考えが及んでおりませんけれども。基本的にどういう形かで加わっていくということには賛成でございます。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中 尚君） ただいまの熊坂議員の発言に関して、意見を述べさせていただきたいと思います。先ほど松本議員からも紹介がありましたよう、かつて宮古市議会では定住化促進対策特別委員会をつくりまして、そのときに今問題意識の部分なんです、ワークショップを行いました。一緒になって議会は文字どおり執行機関の政策をしっかりと住民の立場で議決する立場であると同時に、住民要求を反映する、そういう機能も持っております。その反映のさせ方として、やはりオール議会の方向としてですね。しっかりとその議会の役割を果たしていこうということで、議会基本条例が骨格として定められている。こういう流れでありますので、いわばそのマーケティングの部分については一つの手法だろうと思いますし、当議会はワークショップを経験しているということを述べさせていただきます。

○議長（古舘章秀君） そのほかに皆さんにかごいませんか。

橋本議員。

○9番（橋本久夫君） はい。さまざまな意見が出ていると思います。私もイメージはなるほどっていうふうな理解をしているわけなんです、この基本計画をつくる時に、ちょっとイメージがわからないんですが、議会独自の方向性でどんどん進んで行っていいのか。また、当局との擦り合わせとか、そういうことが途中必要なのか。ちょっとその辺のイメージがまだ掴めていないんです。その辺の具体的なイメージがあれば。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） すいません。私が代表して答えるのも変なことかなとは思いますが。

一つのイメージですよ。これで全てとは言いません。まず、現行の総合計画をしっかりと検証すべきだと思うんです。そして、その検証に基づいて次は個々の分野について、役割分担しながらやらなきゃならないかなという思いはあるんですけども。まず、しっかりと検証をします。そしてそれに対する基本的な、何と言いますか。まちづくりの、先ほど田中議員からありましたけれども、イメージとか、森・川・海はどうするんだとかっていうものを含めて、それぞれの部分についてチェックをしていくと。そして、新たな展開が必要だ。新たな表現も含めてなんです、それにぶら下がっているそれぞれの事業もありますから、そういった事業も場合によっては見直しが必要であれば変えていくし、足りなければ加えていくっていうイメージだと思います。

詳しくは民意の反映というものを、当然これをどうするかっていうのは、ワールドカフェとか橋本議員もわかっているとおりワークショップを議員自ら研修してやった経緯もあります。まだまだ不足の部分があったかと思うんですけども。タイトな工程の中で、じゃあ何ができるかと。100%私は厳しいなというような状況だと思っています。思っていますけれども、やはりポイントを押さえながら、全体を網羅してやっていくっていうのは本当に大変な作業になります。事務局の体制も非常に厳しい。人数的にもですね。だから、ポイントを押さ

えながらやっていく必要があるのかなというふうには思っています。

イメージ的に細かくはまだ。皆さんの意見で。また、特別委員会が設置されれば、具体的にどう進めていくかっていうことが、必要になってくるなというふうには思いますけれども。まずは検証を早くやると。そして、ポイントを見極めるっていいですか、抽出していく。課題抽出。それに対してどうするかっていうことになってくるのかなと。体系的には余り大きく崩すことができないと思います。分野ごとのテーマとかですね。答えになるでしょうか。わかりませんが。

○議長（古舘章秀君） 橋本議員。

○9番（橋本久夫君） はい。イメージは大体わかりました。恐らくそうなんだろうなと思って。具体的にこと細かに詰めるとなると、非常にタイトな関係になっていくのかなと。議員自らも真剣に取り組んでいかないと。職員任せにならないようにしていかなければならないのかなと。心配だったのは、我々の計画と当局が作っている計画。市民団体のほうから意見が来たときの齟齬をどうやって調整していくかと。その辺は特別委員会を設置したときに検討していくべき課題なのかっていうことで、理解していったほうがいいのかなと。そういう意味で、もし出来るのであれば、そういう政策提言まで進めるのであれば、それはいいのかなというふうな気がしています。例えば、特別委員会を設置したら、そこはやはり慎重に議論していかなければならないんじゃないかなってことで。セットでね。そのときは非常にこう、まだ悩ましい感じがしますけどもね。今はまだ、そこまで意見を持ち合わせていません。

○議長（古舘章秀君） 加藤議員。

○18番（加藤俊郎君） ありがとうございます。縷々意見が出ておりますが。基本構想については、ずっと前からっていうかな。自治法において基本構想は議決対象っていうことを受けて、宮古市の基本条例、松本議員を中心としてつくった中でも基本構想は議決対象。そのときにも議論になったんですが。基本計画についても議決対象にすべきではないかというご意見もあったというのは、そのとおり事実であります。

ただ、基本構想まで議決対象とすれば、途中で基本構想の計画変更のとき、その都度、議決をし直さなければならんっていうような、そういったような手順が必要になるのではないのかなってこともあって、基本計画も議決対象として踏み込んだ形で決めなかったってような記憶がしております。

それで、特別委員会設置の提案がございました。それと基本計画も議決対象にすべきだって二つの提案が出てはいるんですが。例えば、特別委員会を設置して、イメージとすれば、東日本大震災を受けた後で復興計画をつくったんですが。ああいった形で特別委員会をつくって、それでもって議会の意思を決める。こういうような計画をつくるべきだって意思を決めれば、それが当局へのひとつの縛りになるってということにもなるのかなと。それよりも強い縛りになるのが、基本計画の議決というやり方なんだろうなと思って。それで、特別委員会をつくったから、イコール基本計画も議決対象なんだってということでは、多分ないですね。

それで、これは結構重要なことですので、今日この場で決めるっていうのもなかなか難しいと思いますので、このことを持ち帰りながら、各党派、あるいは常任委員会でも、自分たちの常任委員会が基本計画に関わる、あるいは特別委員会に関わるときに、どのように関わっていくのかというのをイメージしながらお話いただいて、もうちょっと後で結論出したほうがいいのではないのかなって意見を述べさせていただきます。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 加藤議員が今の意見の中で議決案件にすると、ここの計画が変更になった場合に議決が

必要でないかと。これは当たり前のことなんですけれども必要です。皆さんもこの補正予算も含めて、この本会議の中で契約案件なんかもですよ。契約案件なんかも1億5,000万円という最初のベースありますけれども、100万円単位でも1,000万円単位でも、議決を求められているわけですよ。そういったことから考えれば、私は基本計画そのものも議決案件にし、そして変更が生じれば当然議決に付すというのは、これは当たり前の話でありますし、基本計画そのものが、やはり10年スパンという期間はありますけれども、やはりこの宮古市をどういう方向に結びつけて、向けて進んでいくかっていう非常に大事な計画なんです。それから議会も逃げるわけにはいかないと。当然議決ですからしっかりと審査をし、チェックをして、そして提案も必要であれば前段でも含めて取り組んでいくということが、私はやっぱり議会としては望ましいっていうか、あるべき姿だと思っています。ほかの議会でも基本計画をどんどん議決案件に組み入れています。そういう意味では、宮古市議会はちょっと遅れているのかなと。議会改革っていう範囲、枠の中でもですね。遅れているのではないかなというふうに思いますので、意見として申し上げます。

- 議長（古舘章秀君） 皆さん、大体意見が出尽くしたのかなと、このように思います。急遽、特別委員会、あるいは、その議決案件という部分が提案されました。今日決めるというのは非常に難しいと思いますので、先ほど加藤議員から提案がありましたように、各党派、各常任委員会でも議論していただいて、どこかの時点での全員協議会等々で、あるいは、何らかの形でもう一度、この案件については議論したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（古舘章秀君） それでは、そのように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。この件についてはこれで終わりたいと思います。

そのほかになにかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○

閉 会

- 議長（古舘章秀君） なければこれをもって議員全員協議会を開会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時46分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀